

亀山市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第13号

亀山市建設工事執行規則の一部を改正する規則

亀山市建設工事執行規則（平成17年亀山市規則第37号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

工事請負契約書



- 1 工事番号及び年度 第 号
工 事 名
- 2 工 事 場 所 亀山市 地内
- 3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 4 請負代金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ¥
- 5 請負代金の支払 前払金 ¥
中間前払金 ¥
部分払の回数 回以内
- 6 契約保証金 ¥

7 建設発生土の仕様書に定めるとおり
搬出先等

8 解体工事に要する 別添による
費用等

[注] 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、別添に記入すること。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

住 所 亀山市本丸町 577 番地
発注者 亀山市
氏 名 亀山市長 印

受注者 住所又は所在地
氏名又は商号及び
代表者氏名 印

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所又は所在地並びに氏名又は商号及び代表者氏名を記入する。

様式第2号及び第3号中「施工場所」を「施行場所」に、「請負者」を「受注者」に、「当事者」を「発注者及び受注者が」に改める。

様式第4号中「契約保証金額」を「契約保証金」に、「請負者」を「受注者」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「施工場所」を「施行場所」に、「請負者」を「受注者」に改める。

様式第7号中「当事者」を「発注者及び受注者が」に、「請負者」を「受注者」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「施工場所」を「施行場所」に、「当事者」を「発注者及び受注者が」に、「請負者」を「受注者」に改める。

様式第10号中「請負者」を「受注者」に改める。

様式第11号及び様式第12号中「施工場所」を「施行場所」に、「請負者」を「受注者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。